



様式第6号（第6条関係）

平成28年6月23日

審査結果報告書

新城市議会議長 下江洋行 様

新城市議会議員政治倫理審査会
委員長 丸山隆弘



平成28年1月18日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第5条の規定による審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査結果を報告します。

審査の請求の対象となった議員の氏名	山崎祐一 議員
審査又は調査すべき事案の内容	新友会報「緊急報告 臨時号」、新友会報「リコール特集第2号」、新友会報「リコール特集第3号」 上記会報において、議員政治倫理条例違反と判断される記事 (新城市議会議員政治倫理条例第3条第8号)
審査を請求した理由	下記の点において、議員政治倫理条例第3条(8)の遵守を怠ったため。 (1) 建設地南西角に残された民家に対して、勝手な解釈で所有者の名誉を傷つけた。 (2) 多くの市民が関わっている市民リコール運動を、「新城の恥」と主張し、多くの市民の名誉を傷つけた。 (3) 太田代表と建設地南西角に残された民家所有者を混同させ、太田代表の名誉を傷つけた。
審査の結果	本件は、新友会報掲載記事執筆にかかる審査請求対象議員の関与の存否を問題としている。 この新友会報は、表現の自由に鑑みその発行自体に違法性は存在しないと考えるが、長の解職請求という住民の直接参政権の行使に当たり、住民が署名意思を判断するための情報の一つという性格上、その掲載内容は客観

的事実に基づく正しい記事であることが求められるものである。新友会報には会代表者の氏名が掲載されているのみであり、紙面から審査請求対象議員の関与を読み取ることはできない。

こうした状況の中で、審査請求理由 (1) ～ (3) について審査を開始することとなった。

本審査会としては、記事執筆への関与の有無を確認するため、条例第7条第2項に基づき、2月8日及び4月15日に審査請求対象議員に対する事情聴取を実施することとした。

2月8日には当人から「この件で新城署に刑事告訴の手続きをとったとされているので、現時点では捜査機関に先んじて内容を話すことは適当でない」との発言が繰り返され、明確な関与の存否の答えを得ることはできなかった。

このため、条例第2条第3項の規定に基づき、議員自ら誠実な態度を持って当該疑惑を解明するよう努める責務を果たされるよう改めて4月15日の審査会への出席要請を行ったが、当人からは書面出席の意向が示され、直接の出席はかなわなかった。

本審査会としては、条例に基づく審査権限を行使する中、事実の存否が確認できない状況を打開するため、有識者（弁護士）を招き、法律的な観点からの助言を受けることとなった。

こうした経過を踏まえ、議員の政治倫理の確立と向上に向け審査を進めた結果として、以下の結論を導くこととなった。

(1) については、自然人と法人が有するとされる「名誉」の概念に照らし、誰のどういう名誉が毀損されているのかが判然とせず対象が不明と言わざるを得ない。

(2) については、「新城の恥」とは漠然とし過ぎており前項と同趣旨の判断となった。

(3) については、太田代表から新友会代表に対して、新友会報記事に名誉毀損に当たる部分があるとして刑事告訴された事実を確認した。

対象議員の協力が得られず、審査請求対象議員の執筆

	<p>であることは確認できなかった。</p> <p>以上のとおり、新城市議会議員政治倫理条例第3条第8号に規定する政治倫理基準に違反する事実存否の確認まで入れなかったことをここに報告する。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p>
措置を講じる場合の 意見の内容	

政治倫理審査会審査経過（審査対象者：山崎祐一議員）

平成28年1月18日（月）政治倫理基準違反審査請求書受理

・提出者：白井倫啓議員・加藤芳夫議員

（新城市議会議員政治倫理条例第3条第8号該当）

1月20日（水）議長が議会運営委員会へ諮問

・政治倫理審査会委員を選任

1月26日（火）第1回政治倫理審査会開催

・正副委員長の選任

・違反する行為の存否について

・今後の進め方について

2月 8日（月）第2回政治倫理審査会開催

・審査対象者（山崎祐一議員）に対する事情聴取について

2月18日（木）第3回政治倫理審査会開催

・違反する行為の存否について

3月24日（木）第4回政治倫理審査会開催

・違反する行為の存否について

4月11日（月）第5回政治倫理審査会開催

・山崎祐一議員の事情聴取の内容と今後の進め方について

4月15日（金）第6回政治倫理審査会開催

・審査対象者（山崎祐一議員）に対する事情聴取について

5月 9日（月）第7回政治倫理審査会開催

・有識者の意見について

6月 3日（金）第8回政治倫理審査会開催

・有識者の参考意見について

6月10日（金）第9回政治倫理審査会開催

・審査結果報告書について

6月14日（火）第10回政治倫理審査会開催

・有識者の参考意見について

6月22日（水）第11回政治倫理審査会開催

・事案の審査について